

引取り事業の「基本ルール」(日本観賞魚振興事業協同組合)

1. 対象: 引取りの対象は観賞魚・水生無脊椎動物、並びに水草に限る(以下、該当生物)。
 ショップより引取りを依頼された本事業賛同生体業者(以下、生体問屋)は原則・例外無く該当生物の全てを引き受ける。
 生体問屋は、引取りに関わる手数料は請求しないこと。
2. 費用: 引取り魚の移動に関わる費用は飼育者より賛同ショップが徴収するものとし、その費用にて生体問屋へ該当生物を搬送する。(自然への投棄を防ぐ為の活動が趣旨である為、費用は飽くまでも梱包材料、並びに生体問屋までの輸送費の実費程度を徴収する。)
 飼育者からは、その他一切の引取り手数料を徴収しないこと。飼育者は該当生物を引き渡した時点でその所有権を放棄したもとする。

引取先 生体問屋 名簿			
東京都	株式会社クロコ	練馬区谷原 5-13-11	03-3904-9650
東京都	土屋観賞魚販売株式会社	小平市鈴木町 2-865	0423-84-2751
東京都	東京ペット貿易株式会社	足立区竹ノ塚 3-6-7	03-3884-6449
東京都	株式会社中島養魚	江戸川区北葛西 4-3-36	03-3680-0977
東京都	日本観賞魚貿易株式会社	大田区千鳥 2-40-10	03-3757-2321
東京都	丸湖商事株式会社	世田谷区上北沢 5-4-2	03-5317-5888
東京都	株式会社豊商事	大田区東糞谷 5-5-13	03-3745-3051
東京都	株式会社ヨシダ	葛飾区東新小岩 5-14-7	03-3694-3751
東京都	株式会社リオ	杉並区高円寺南 3-24-10	03-3316-1141
神奈川県	有限会社さがみ水産	大和市下鶴間 2361	046-274-0224
神奈川県	株式会社野本養魚場	横浜市港北区上大岡西 2-3-20	045-842-0123
神奈川県	株式会社リキジャパン	川崎市多摩区布田 35-1	044-949-5454
千葉県	有限会社ビクタ	香取市助沢 698-1	0478-70-5190
千葉県	神畑養魚・東京支店	千葉市花見川区千種町 292-1	043-250-7721
埼玉県	株式会社王子工芸	草加市谷塚仲町 378-1	048-920-6100
栃木県	佐野観賞魚株式会社	佐野市免鳥町 572	0283-22-7373
静岡県	株式会社清水金魚	浜松市松小池町 63	053-421-1223
愛知県	有限会社エル商会	弥富市西中地町五右 18-5	0567-65-0225
愛知県	株式会社ダイコー	名古屋市名東区牧の原 2-106	052-702-2522
愛知県	株式会社マルウ	弥富市前ヶ須東勘助 256-1	0567-65-1151
大阪府	有限会社 IAE	堺市堺区海山町 4-171-2	072-238-8601
大阪府	株式会社クイン商会	大阪市都島区毛馬町 1-22-4	092-611-0346
兵庫県	神畑養魚株式会社	姫路市南町 9	0792-88-1431
熊本県	クオレファーム株式会社	阿蘇郡南阿蘇村河陽 429-3	0967-67-0123
千葉県	有限会社ビクタ	香取市助沢 698-1	0478-70-5190
千葉県	神畑養魚・東京支店	千葉市花見川区千種町 292-1	043-250-7721
埼玉県	株式会社王子工芸	草加市谷塚仲町 378-1	048-920-6100
栃木県	佐野観賞魚株式会社	佐野市免鳥町 572	0283-22-7373
静岡県	株式会社清水金魚	浜松市松小池町 63	053-421-1223
愛知県	有限会社エル商会	弥富市西中地町五右 18-5	0567-65-0225
愛知県	株式会社ダイコー	名古屋市名東区牧の原 2-106	052-702-2522
愛知県	株式会社マルウ	弥富市前ヶ須東勘助 256-1	0567-65-1151
大阪府	有限会社 IAE	堺市堺区海山町 4-171-2	072-238-8601
大阪府	株式会社クイン商会	大阪市都島区毛馬町 1-22-4	092-611-0346
兵庫県	神畑養魚株式会社	姫路市南町 9	0792-88-1431
熊本県	クオレファーム株式会社	阿蘇郡南阿蘇村河陽 429-3	0967-67-0123

日本観賞魚振興事業協同組合

3. 引取り対象外の生物:

外来生物法や水産資源保護法により移動が法的に禁止されている該当生物については引取りを行わない。
 外来生物法に関わる生物に関しては環境省・自然環境局、水産資源保護法に関わる生物に関しては農林水産庁・消費安全局にお問い合わせ下さい。
 水産資源保護法の対象疾病の発病が確認されている該当生物、或いは感染が疑われる該当生物については引取りを行わない。(対象疾病とは、コイ春ウィルス血症、KHV 等)
 水産資源保護法の対象疾病に関しては、農林水産省・消費安全局、或いは動物検疫所にお問い合わせ下さい。
 明らかに違法に輸入・採集された該当生物の引取りは行わない。(ワシントン条約、国内法、各都道府県の採集禁止条令等に該当する生物)
 4. その他
 アジアアロワナ等の登録制度が確立している該当生物については必ず必要書類・証明書を添付すること。

[観賞魚引き取りに関する確認書]
http://www.jafa-net.org/hikitori_system.html

日本観賞魚協会

観賞魚の引取りに関する確認書(チェックリスト)

※ 引取り対象生物は 観賞魚・水生無脊椎動物、水草に限ります。

以下の項目

外来生物法・水産資源保護法に抵触する生物ではない

水産資源保護法に抵触する対象魚種(魚類・水生無脊椎動物)ではない(※)

ワシントン条約に抵触する生物ではない。採集する生物の種名は合法に輸入されたものである

※ワシントン条約、登録制度が確立している生物については、登録簿等を添付すること

引取り生物の名称

飼育者:

住所: _____ (個人用印欄) (個人用印欄) (個人用印欄)

氏名: _____ (姓) (名) (姓) (名)

※ 下記事項に同意の上、本確認書を提出いたします
 引取りまでの期間経過後も責任を負います

引取り先名 (日本観賞魚協会・会員): _____

取寄せを行うショップ名: _____

ショップへ搬送する前に本確認書の写しを添付していただきます。お断りいたします